

令和8年度埼玉県病床機能転換促進事業に関するQ&A

No.	質問	回答
【施設整備費・設備整備費 共通】		
1	補助の対象となる回復期病床とはどのような病床ですか。	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)に規定する「地域包括ケア病棟入院料」「地域包括ケア入院医療管理料」「回復期リハビリテーション病棟入院料」「地域包括医療病棟入院料(主に回復期機能を提供する病棟)」のいずれかの施設基準等を満たし、補助事業完了後、関東信越厚生局で当該入院料算定開始の届出を受理される病床受理される病床であり、かつ、原則として、補助事業完了以後の病床機能報告を急性期機能から回復期機能に変更して報告いただく病床を指します。
2	慢性期病床から転換する場合も補助を受けることができますか。	急性期病床からの病床機能転換を対象としているため、慢性期病床からの転換は対象外です。
3	補助の対象となるのは病棟単位で転換する場合のみですか。	地域包括ケアの場合は、診療報酬上の「地域包括ケア入院医療管理料」の要件を満たせば、病室単位での転換も補助対象となります。
4	増床により回復期病床を増やす場合、補助を受けることはできますか。	補助対象は既存病床からの病床機能転換だけですので、増床による病床整備は補助対象外になります。
5	増床に合わせて病床機能転換する場合、補助を受けることはできますか。	病床機能転換と増床を同時に行い一病棟とする場合は、病床数等の按分により、転換による部分のみ補助を受けられます。
6	過去に補助を受けて回復期病床へ転換を行った病院が更に転換を行う場合、再度、補助申請を行うことは可能ですか。	可能です。
7	既に地域包括ケア病棟入院料(又は地域包括ケア入院管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料)、地域包括医療病棟入院料(主に回復期機能を提供する病棟)を算定していますが、更に病床機能転換によりこれら入院料を算定する病床を増やす場合、補助を受けられますか。	補助を受けずに地域包括ケア・回復期リハビリテーション病床・地域包括医療病棟(主に回復期機能を提供する病棟)を開設している病院が更なる転換によりこれを増やす場合は、新たに増やす部分について補助の対象とします。 (例: 地域包括ケア病棟30床を40床にする場合は、新たに転換により増やす10床分について補助を受けられます。)
8	今年度、回復期病床(地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟)、地域包括医療病棟(主に回復期機能を提供する病棟)へ転換しましたが、これにかかった経費に対してこれから補助を受けられますか。	当補助金は回復期病床への新たな転換を促進するための補助金ですので、既に転換済みや転換のための工事等に着手している場合は補助対象外となります。
9	補助事業の着手はいつから可能ですか。	前年度からの継続事業を除き、補助金の内示後に着手可能です。 また、「着手」とは次のとおりとします。 ・施設整備: 工事請負業者との契約締結 ・設備整備: 売買契約の締結
10	補助のスケジュールはどのようになっていますか。	別紙「病床機能転換促進事業スケジュール」を御覧ください。 地域医療構想調整会議の開催状況によっては、内示まで時間がかかる場合があります。
11	関東信越厚生局で当該入院料算定開始の届出が受理されないと、補助事業の完了とはなりませんか。	「完了」とは次のとおりとします。 ・施設整備: 工事の完了 ・設備整備: 設備の納品 なお、入院料算定開始の届出にあたり実績が必要になる場合等もありますので、必ずしも補助年度内に届出を行う必要はありませんが、関東信越厚生局での手続きが済みしだい、その写しを提出してもらいます。提出を怠ると、補助金の返還が必要となる場合があります。

No.	質問	回答
12	補助事業完了以後の病床機能報告は、回復期機能と報告しなければなりませんか。	原則、回復期機能と報告してください。 ただし、診療報酬上の地域包括ケア入院医療管理料の要件を満たす病室への転換を行う場合には、県の基準に沿って、回復期機能以外の病床機能で報告することが認められることがありますので、事前に御相談ください。
13	事業計画書を提出すれば、必ず補助は受けられますか。	事業者及び事業内容について審査を行った上で、予算の範囲内で実施するため、必ず補助できるとは限りません。 また、地域医療構想調整会議に出席し、事業計画について報告していただきます。
14	地域医療構想調整会議ではどのように報告をするのですか。	地域医療構想調整会議は、二次保健医療圏ごとに開催されます。 事業計画書を会議の配布資料とします。
15	補助対象として認められる事業計画とはどのようなものですか。	地域の医療需要と合致し、地域医療構想の実現に向けて不足する医療機能を拡充することが期待できる計画です。 例としては次のような計画です。 ①【ポストアキュート機能を担う病床の場合】自院内からの転棟だけでなく地域の急性期病院等と連携した患者受入れを重視し、在宅・生活復帰支援に力を入れる。 ②【サブアキュート機能を担う病床の場合】在宅・介護施設等で症状の急性増悪した患者受入れを地域の在宅診療支援診療所や高齢者施設等と連携し、夜間・休日対応など、地域のニーズに対応した患者受入れを行う。
16	令和9年3月末までに事業が完了しないのですが、事業期間が複数年度にわたる場合も補助対象となりますか。	補助対象事業が次年度以降も継続する場合でも、原則、出来高に応じた今年度のみ補助となります。 令和9年度以降の本補助事業の実施は未定です。 事業計画が複数年度にまたがる場合は御相談ください。
17	事業期間が複数年度にわたる場合、初年度に補助対象となれば、次年度以降は自動的に補助対象となりますか。	補助金交付決定は年度ごとに予算の範囲内で行われるもので、初年度の決定が次年度以降の補助を担保するものではありません。また、毎年度、事業計画の提出と交付申請が必要になります。
18	事業期間が次年度にまたがる場合、今年度末の実績報告書の提出は必要ですか。	補助事業を継続することになった場合、実績報告書は毎年度提出が必要になります。今年度の実績報告書に添付できない書類(整備病棟入院料を算定するための届出の写し等)は最終年度に提出してもらいます。
19	補助事業で整備した建物や備品の使用目的等を、将来変えることはできますか。	補助を受けて整備した財産(建物、設備等)の転用、目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、取壊しなどを行う場合、事前に知事の承認が必要です。承認を受けた場合でも補助金の返還が必要となる場合があります。
20	他の補助と重複して補助を受けることはできますか。	当事業での補助と、対象経費を同じくして他の事業での補助等を受けることはできません。
21	補助を受けられる額はいくらになりますか。	別添「令和8年度埼玉県病床機能転換促進事業の概要」の「5 補助金額」を御覧ください。 補助率は原則、基準額と対象経費の低い方の額の1/2(千円未満切り捨て)、回復期病床の整備を病棟単位で実施する場合には、上記の2/3(千円未満切り捨て)。
22	過去に補助を受けて病棟単位で回復期病床へ転換を行った病院が、今年度に当該病棟の増床という形で転換を行った場合、今年度の補助率は2/3となるか。	2/3となりません。 今年度の補助事業の内示後、新たに回復期に転換した病床のみで構成される病棟の転換に限って、補助率2/3の適用を受けることができます。
23	補助金は概算払いが可能ですか。	補助金は、事業完了後に精算払いとなります。 事業期間が複数年度にわたる場合は、各年度終了後に出来高に応じて精算払います。

No.	質問	回答
-----	----	----

【施設整備費】

24	増改築と改修の違いを教えてください。	増改築とは、「従前の建物を取り壊してこれと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築、既存の建物の建て増し、敷地内の別棟新築」をいいます。改修とは、「既存の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修」をいいます。
25	施設整備を行う場合、建物所有者と病院開設者が違っていても、補助は受けられますか。	補助対象事業を実施する医療機関(病院開設者)に対する補助であるため、病院開設者が当該工事発注者でない場合には補助は受けられません。※病院開設者が工事発注者であれば、工事を行う病院の所有者と病院開設者が違う場合でも補助を受けられるケースもありますので、事前に御相談ください。(例:病院の所有者が病院開設者である医療法人の理事長個人であるケース)
26	補助事業で整備した建物に抵当権を設定することはできますか。	補助金を受けて整備した建物を担保に供する場合は事前に知事の承認が必要です。承認申請の際には、財務データを御提出ください。
27	補助対象となる施設に根抵当権が設定されている場合、補助を受けることができますか。	補助対象となる施設に根抵当権が設定されている場合でも補助対象となる場合があります。根抵当権が設定されている施設への補助を希望される場合は、通常の提出書類に加え、財務データを御提出ください。御提出いただいた資料を基に補助対象となるかの判断を行います。

【設備整備費】

28	どのような物が設備整備費補助の対象となりますか。	地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟、地域包括医療病棟(主に回復期機能を提供する病棟)を整備するために必要な医療機器等の備品の購入費が対象になります。 例としては次のような物になります。 ・在宅復帰に向けて適切なりハビリを行うために必要なリハビリ器具。 ・在宅等から症状の急性増悪した患者受入にあたり、状態変化を正確にとらえるために必要な医用テレメータ、ベッドサイドモニタ、送信機等。 ・病棟増改築のため新たな設置が必要となるナースコール設備。 ・転換前病棟で使用していたものが老朽化しており継続使用が困難な場合のベッド、カート、ストレッチャー等。 ※病床機能転換であり病床数の増を伴わないことから、既存品が継続使用できない、転換後の新たな医療を提供するに当たり既存品では数が不足する物に限り、補助対象とします。
29	1品の単価が1万円以下の物も補助の設備整備費補助の対象となりますか。	設備整備費補助の対象となるのは、1品の単価が5万円以上の物に限ります。